

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	清掃施設整備課・日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	松戸市再生資源事業協同組合 松戸市松飛台 2 8 6 番地 1 3
工事等の名称	有価物売買に関する協定書
工事等の場所	松戸市七右衛門新田 3 1 6 番地の 4
種 別	有価物売買
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	見積金額に基づき売払単価を定めるものとする。その改定は、毎月とする。
工事等の概要	リサイクルセンターから発生した有価物の売却
随意契約の理由	松戸市内の再生資源化事業者による組合であり、紙布類をはじめ、様々な有価物の売却ルートを保持し、価格がマイナスとなって売却出来ない場合でもリサイクルルートの確保が可能である。紙布類や一部の金属類は大量に発生するものや組成が安定せず価格変動が激しいものなど様々な要因により入札に適さず、松戸市内から収集されたこれらの品目は、特定の団体と売却協定を締結することにより、安定的に売却先を確保することが可能となる。また、資源リサイクルセンター開設以来、誠実に業務を遂行している実績があり引き続きリサイクルセンターの運転管理業務委託も行うことから、当該業務において最適であると思慮される。